

川股修二先生の「家族信託の活用法」のお話を聞いて

S.T(2018.6.3)

2018年5月27日、札幌市教育文化会館講堂において、2018年度道家連総会に先立って研修会が開催されました。

研修会は「家族信託の活用法」(知って得する家族信託の認知症対策や福祉型信託)をテーマに、あすか税理士法人 代表税理士・法学博士 川股修二さんをお迎えして開催されました。

この研修会には全道から家族や職員 100名以上が参加し、熱心に講演を聞いておられました。内容的には、ちょっと難しい内容でしたが、高齢化している私たちにとって、非常に大事な内容であると感じられました。

施設利用者や、その親、保護者は、ますます高齢化していきます。

そして、親自身が認知症にかかってしまう場合もあります。

知的障がい者である子供のために自分の財産を有効に残してやりたいと思います。

そして、子供のために、今からでも有効に使ってあげたいと思います。

もし、自分が認知症になったときに、知的障がいを持った子供のために、自分が今、考えていることができなくなる恐れがあります。

そんなときに、この「家族信託制度」を利用することにより、子供のために適切に財産を使うことができます。

これは、単に遺産相続ということではなくて、親が活着しているうちに活用できる制度なのです。

家族信託制度は、自分の財産をどのように使うかについて、遺言でも成年後見人でも不可能な分野について、幅広くカバーできる制度です。

そのために、ぜひ有効に活用してください。

そのお手伝いは、あすか税理士法人が行います。

以上のような内容を中心に、さまざまな事案についてお話いただきました。

私としては、特に財産もないので、自分が活着しているうちに子供のためにやれることは、できるだけ会いに行くこと、できるだけ帰省をさせて、色々な楽しみを体験させてやること、病院を選んだり、付き添ったりすることなどに限られてしまいます。

ただ、自分が死んだ後の財産の使い方について、単に相続ということではなくて、使い方を信託できる方法があるというのは、素晴らしいことだと思います。

一方、一般的に私たち親が気になるのは、施設利用者の預金残額の有効活用の問題です。

施設利用者は少ない人で200万円、多い人で1500万円の預金残高があるといわれています。

法律的には、親であっても成人した施設利用者の財産について口出しするのは、如何なものかという意見があるのは承知しています。

しかし、施設利用者にとって、本来国から頂いた年金や、自分が働いたお金、あるいは親から支援金として受け取ったお金などは、自分の人生を自分らしく生きて、楽しむためのものであったはずで

す。
そのお金がたくさん残ってしまうのは、一体どういうことなのでしょう？

自宅にいる知的障がい者さん、あるいはグループホームや借家から作業所に通い、年金とわずかな工賃をいただいて地域で生活している方などは、かなり生活が苦しく、とても預金が増えていく状況にはないように思われます。

一方、施設利用者の場合は、預金や年金を施設や成年後見人が管理していたとしても、その使い方については、かなり抑制されています。

それは、利用者本人のお金を使うことを代理でしなければならぬため、裁判所などの規制や法的な枠が厳しく、「なかなか自由に使わせてあげられない」ことがあるため、ますます、預金額を増やすことにつながっています。

さらに残念なことには、「知的障がい者は自ら家族を作れない」人がほとんどであるために、相続人がいなくて結果的に国庫に帰属してしまうことになります。

施設や成年後見人が管理しているこれらの預金は、本来、利用者のより自分らしく楽しく生きるために使ってこそ、意味があるのではないのでしょうか？

講演を聞いていて感じました。

昨年からの知的障がい者などの意思決定支援制度が動き出しましたが、利用者さんの預金が国庫に帰属する前に、利用者さんの生きる楽しみを増やすために、どう使うのかの意思決定支援を、親を交えて十分にしっかりと実施してもらいたいと思いますし、そのことを法的にも整備していただければと思いました。

【まとめ】

家族信託制度を用いることにより、親である自分の財産を知的障害のある子供のために、その使い方を指定してもらうことが可能と思われます。

すなわち、本人の財産なら使い方が制約されるが、親の財産なら契約通り使えるということです。

そのことによって、本人が「生きていてよかった」と思えるような楽しみや生きがいが増えることは親にとっても喜びです。

最近、「終活」ということが話題になっていますが、親の終活としても考慮すべき課題ではないかと思いました。